

お知らせ

町民各位

太地町漁業協同組合

代表理事組合長 脊古輝人

協力員制度について

平素は、組合運営に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般密漁密売対策の一環として、法律が改正され、組合員以外の者がアワビ等を採捕すると、3年以下の懲役、又は3千万円以下の罰金が科される事となりました。

漁協の了承を得た協力員も罰則が科される対象となりますので、協力員制度を廃止致します。

町民の皆様にかかれましては、何卒ご理解ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

ひじきとふのりの採取について

本年度もひじきとふのりは、生育が悪いため禁漁としますので、採取しないで下さい。